

令和3年1月20日

## 新型コロナウイルス感染症透析患者の透析医療の確保についての提言

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会  
新型コロナウイルス感染対策合同委員会

委員長 菊地 勘

副委員長 山川 智之

副委員長 竜崎 崇和

副委員長 南学 正臣

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからず、医療提供体制が逼迫していることから、令和3年1月8日から2月7日までの1カ月間、東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏を対象として、「緊急事態宣言」の再発令がなされました。その後、緊急事態宣言の対象地域は拡大され、1月14日から2月7日までの25日間、大阪、愛知、福岡など合わせて7つの府県が対象に追加されています。

一方、透析患者においては、令和2年12月31日から令和3年1月14日までの2週間に178人もの患者が増加、昨年の総患者数の約30%に相当する新規患者が発生しております。特に東京での患者数増加が著しく、この2週間で60人と急増しております。この他にも、緊急事態宣言の対象地域では、新型コロナウイルス感染症透析患者が急増しており、首都圏や大阪府、愛知県では、透析患者は無症状・軽症でも入院という原則が保てず、入院が決まるまでの間は、自施設で透析を継続しなければいけない状況となっております。更に入院中の患者が重症化した場合でも、転院先を見つけることが非常に困難となっている地域があり、透析領域では医療崩壊と呼べる状況です。

逼迫している都道府県においては、行政と連携して病床の確保に努めておりますが、各透析医療施設におかれましては、このような現状を十分にご理解いただき、透析患者における感染の急増を防止すること、透析患者対応の病床を確保する観点から、以下について対応および徹底をお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症透析患者への医療について

新型コロナウイルス感染症透析患者への医療については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」<sup>1)</sup>（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい可能性があることを踏まえ、入院治療で対応することとされております。

また、「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」<sup>2)</sup>(令和2年4月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、各都道府県においては、透析治療を行うことができる新型コロナウイルス感染症の入院患者、重症患者受入医療機関の設定を行うなど病床の確保に努めること、都道府県の新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等においては、透析治療における専門家と連携して、当該患者の入院調整を行うこととされており、現在までこの方針に変更はありません(令和3年1月18日時点)。

しかし、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増しており、首都圏や大阪府、愛知県では、感染者の受入可能な医療機関で新型コロナウイルス病床が満床の状態が続き、入院可能となるまで自施設での透析を余儀なくされる状況となっております。こうした状況において、各透析医療施設におかれましては、以下に示すように透析医療の確保にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### **各都道府県の新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等との連携について**

いずれの都道府県でも、新型コロナウイルス感染症の病床を有して、かつ透析治療が行える医療機関は限定されております。この病床を有効に活用するためには、重症者の症状改善後には軽症者の受け入れ施設への転院、軽症者が重症化した場合には重症者受け入れ施設への転院、そして症状が改善して退院基準を満たした場合は、速やかな維持透析施設での受け入れ、地域での連携した入院調整が不可欠です。先述の、令和2年4月14日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡により、各都道府県の新型コロナウイルス感染症調整本部等と透析治療における専門家が連携して入院調整を行うことが推奨されております。各都道府県における入院治療が行える病床を有効利用するためには、調整本部等と透析治療における専門家との連携が不可欠です。いまだ調整本部等との連携が十分でない地域においては、速やかな連携の推進をお願いいたします。

### **新型コロナウイルス感染症透析患者の新規の受け入れや増床について**

主要都市を中心に新型コロナウイルス感染症透析患者が急増しており、現状の受け入れ施設だけでは入院調整が困難となっております。今後、更なる患者数の増加が見込まれますので、入院病床をお持ちでまだ受け入れを行っていない施設では、1人でも構いませんので受け入れの検討をお願いいたします。また、すでに受け入れを行っている透析医療施設におきましては、1人でも多くの感染患者受け入れのご検討をよろしくお願いいたします。

また、入院病床がひっ迫している現状、新規の感染患者受け入れ施設から、以下のような転院ができる入院透析の可能な施設の需要が高くなっています。

- ・ 感染患者の症状が軽快して、退院基準を満たすまでの数日間の入院ができる施設、あるいは退院基準を満たした後に、継続して入院が必要な患者の受け入れができる施設などです。

地域での円滑な患者受け入れに繋がりますので、入院病床を持つ施設はぜひご検討をよろしくお願いいたします。

## 維持透析施設への退院患者の速やかな受入れについて

維持透析施設においては、新型コロナウイルス感染症透析患者の入院治療を行っている施設が、退院基準を満たし退院可能と判断した場合、患者の速やかな受け入れをお願いいたします。退院が迅速に進まなければ入院患者が滞り、結果として新たな患者の受け入れができず、維持透析施設で感染患者の透析をお願いしなければならなくなります。現状を十分にご理解の上、迅速な退院可能な患者の受け入れをお願いいたします。

以下に有症状者および無症状者の退院基準を示します。現在はいずれも①を用いて退院を決めることが多く、PCR 検査を行わずに退院することがほとんどで、透析患者においても適用される基準です。ただし、免疫抑制剤などを使用しているなど、重度の免疫不全ではこの基準が適用されない場合がありますが、入院管理を行っている施設の判断に従うようお願いいたします。

なお、退院基準の詳細は、厚生労働省より作成されている「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第 4.1 版」<sup>3)</sup> をご参照ください。

### 退院基準：

#### 1. 有症状者

- ① 発症日から 10 日が経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後 24 時間経過した後、PCR 検査または抗原定量検査で 24 時間以上間隔をあげ、2 回の陰性を確認できれば退院可能とする。

#### 2. 無症状者

- ① 検体採取日から 10 日が経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取から 6 日経過後、PCR 検査または抗原定量検査で 24 時間以上間隔をあげ、2 回の陰性を確認できれば退院可能とする。

## 外来維持透析施設における無症状者および軽症者の透析について

新規感染患者の急増による入院病床の不足から、入院調整ができるまでの透析を、当該の外来維持透析施設で行わなければならない場合が急増しています。新型コロナウイルス感染症では、基礎疾患がない健康な若年者すら急変が起こり得ますが、特に入院病床が不足している大都市部では、既に発生している医療資源枯渇への対応のため講じる一時的な措置として、透析患者においても重症度を鑑みて入院の手配をせざるを得ない状況となることを見込まれます。

外来維持透析施設で感染患者の透析を行う場合、「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第4報改訂版）～まん延期における透析施設での具体的な感染対策～」<sup>4)</sup> を参考に、空間的あるいは時間的隔離、個人防護具の着用と環境表面の清掃・消毒を行うなど、感染対策の徹底をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症透析患者が外来維持透析施設に通院する場合、公共交通機関（タクシーを含む）は使用できません。通院手段の確保が難しい場合、地域の行政と連携して通院手段の確保をお願いいたします。

## 透析室での感染対策徹底のお願い

透析室での新型コロナウイルス感染症の発生を防ぐためには、平時からの透析室での感染対策の徹底が必要ですが、持ち込み症例を防ぐには患者の協力が極めて重要です。

患者には、毎日の体温測定と健康状態の把握を指示してください。発熱や咳、嘔吐や下痢などの症状がある場合は、来院前に透析施設に必ず電話連絡するように指導してください。また、患者に常時マスクを着用すること、手指衛生の徹底などの協力を依頼する必要があります。そして、患者および職員には、他地域への移動、不要不急の外出や旅行、集団での会食は控えるよう指導してください。

なお、患者教育や新型コロナウイルス感染症を踏まえた透析室における具体的な感染予防策につきましては、「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について(第4報改訂版)～まん延期における透析施設での具体的な感染対策～」<sup>4)</sup>、「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について(第5報)」<sup>5)</sup>、「新規感染者数急増に伴う透析施設での感染対策の徹底について(お願い)」<sup>6)</sup>をご参照ください。

一般人口の感染者急増に伴い、透析患者の感染者も急増しており、主要都市を中心に新型コロナウイルス感染者の入院が困難な状況となり、外来維持透析施設で透析を継続しなければならぬ事態となっております。このため、透析患者における感染者の急増を防止すること、受け入れ病床を増やすことが急務です。ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

引用 URL: (令和3年1月18日に確認)

1. 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618525.pdf>
2. 新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>
3. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4.1版  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000712473.pdf>
4. 新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について(第4報改訂版)～まん延期における透析施設での具体的な感染対策～  
[http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03\\_info/doc/20200402\\_corona\\_virus\\_15.pdf](http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20200402_corona_virus_15.pdf)
5. 新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について(第5報)  
[http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03\\_info/doc/20201008\\_action\\_for\\_covid19\\_v5.pdf](http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20201008_action_for_covid19_v5.pdf)
6. COVID-19 新規感染者数急増に伴う透析施設での感染対策の徹底について  
[http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03\\_info/doc/20201119\\_rapid%20increase\\_of\\_covid19\\_infected\\_patients.pdf](http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20201119_rapid%20increase_of_covid19_infected_patients.pdf)